

○三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例

平成十七年三月二十八日三重県条例第五号

**改正**

平成一七年一二月二七日三重県条例第九四号

平成一九年三月二〇日三重県条例第二八号

平成二四年一二月二八日三重県条例第七〇号

三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例をここに公布します。

三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部（以下これらを「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 対策本部長（法第二十八条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する都道府県対策本部長をいう。以下同じ。）は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長（法第二十八条第三項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する副本部長をいう。以下同じ。）は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員（法第二十八条第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する本部員をいう。以下同じ。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、職員のうちから知事が任命する。

(会議)

**第三条** 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 対策本部長は、法第二十八条第六項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 対策本部長は、法第二十八条第七項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定

に基づき、防衛大臣がその指定する職員を対策本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部の設置)

**第四条** 対策本部長は、必要に応じ、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第五条** 現地対策本部（法第二十八条第八項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する現地対策本部をいう。以下同じ。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(地方対策部)

**第六条** 対策本部長は、必要に応じ、地方対策部を置くことができる。

(雑則)

**第七条** この条例に定めるもののほか、対策本部及び地方対策部に関し必要な事項は、対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十七年十二月二十七日三重県条例第九十四号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十九年三月二十日三重県条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年十二月二十八日三重県条例第七十号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。